

「新型コロナウイルス感染症対応資金」

制度概要

県による制度融資を活用し、民間金融機関を通じた

実質無利子※・無担保・据置最長5年の融資を実施します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の

保証料を半額又はゼロにします。

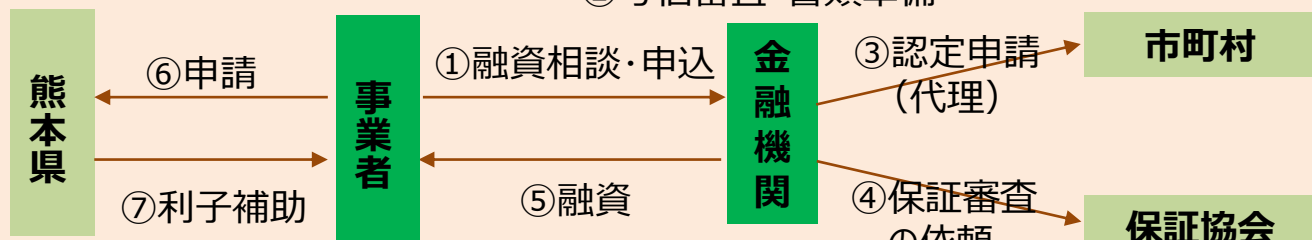
※事業者の皆様がお支払いした所定金利（1.9%以内）については、事後的に相当分を県が補助します。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、**利子・保証料の減免**を行います。

	売上高▲15%	売上高▲5%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
上記以外 (法人、個人中規模事業者)	保証料ゼロ・金利ゼロ	保証料1/2

②与信審査・書類準備



その他の要件

- 融資限度額 : 4,000万円(R2.6.12～融資限度額引き上げ)
- 補助期間 : 保証料は全期間、利子の補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間 : 10年以内（うち元本据置期間5年以内）
- 担保 : 無担保
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



融資申し込みの流れはどのようになりますか？

まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。
また、最寄りの商工会や商工会議所等でもご相談を受け付けています。



融資申し込みに必要な情報を教えてください。

- ① 金融機関必要書類
- ② 信用保証協会必要書類
- ③ 市町村認定書（法律に基づく売上高減少についての証明書） など

※詳しくは、金融機関や商工会等の窓口でご案内があります。



融資申し込み期間を教えてください。

令和2年12月31日までに保証を申し込み、
令和3年1月31日までに貸付を受ける必要があります。



支払った利子の補助を受ける方法は？

お支払いいただいた利子は、県が事後的に補助します。

金融機関や商工会等の窓口の案内にしたがって、融資実行後すみやかに必要書類を県へ提出してください。

【新型コロナウイルス関連制度融資に関するお問い合わせ】

取扱金融機関(※)へお願いします。

※肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八銀行及び宮崎銀行の本支店

【利子の補助に関するお問い合わせ】

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目5番19号 熊本県庁会議棟1号館4階
熊本県 商工振興金融課

TEL：096-386-8811

Mail：covid-19rishihojyo@pref.kumamoto.lg.jp